

糸島市補助金設計書

所管課 下水道課

補助金名称	合併処理浄化槽設置整備事業補助金(単独)
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 4 __快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

政策 5 __上下水道などの整備

施策 __地域に適した手法で下水道を整備する

1 補助の目的

公共下水道、集落排水の区域以外において水質汚濁の主な原因である生活排水を適切に処理し公共水域の水質を改善し、市の基幹産業である一次産業の環境を向上させるとともに住環境の改善を目指す。

2 成果指標

成果指標 : 一貴山川水質 (BOD 数値) 目標値 : 2.0mg/L
成果指標 : 桜井川水質 (BOD 数値) 目標値 : 2.0mg/L

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

合併処理浄化槽設置事業 (共同設置のみ)

補助対象者

市全域 (ただし、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業の計画区域を除く。) において、専用住宅、自治公民館及び保育所等に合併処理浄化槽を設置しようとする者 (共同設置のみ)

共同設置を行う家屋 (以下「対象家屋」という。) の全てが、次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 対象家屋の敷地内に合併処理浄化槽を設置する場所がない場合
- (2) 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、合併処理浄化槽を設置するためには対象家屋を壊す等しなければならない場合
- (3) 対象家屋の敷地内に合併処理浄化槽を設置できるような場所はあるが、当該合併処理浄化槽の搬入時に対象家屋を壊す等しなければならない場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助限度額・10人槽 548千円・11～15人槽 743千円・16～20人槽 939千円
・21～25人槽 1,205千円・26～30人槽 1,472千円・31～40人槽 1,754千円
・41～50人槽 2,037千円

積算根拠

国・県補助金制度基準額を基に限度額を定めている。

6 補助期間 (期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで